

仙台市学校給食運営審議会 委員名簿

(任期：平成30年11月12日まで)

	氏名	役職名	選出区分	備考
会長	イワサキ カオル 岩崎 薫	仙台市小学校教育研究会 学校給食研究部会長	学校給食研究 団体の代表	単独調理校方式
副会長	メグロ ユミコ 目黒 由美子	仙台市立将監小学校PTA会長	児童及び生徒の 保護者	給食センター方式 (野村学校給食センター)
委員	イワサキ ナオコ 岩崎 奈緒子	仙台市学校薬剤師会理事	学識経験者	
	カシワザキ ジュン 柏崎 潤	一般社団法人仙台歯科医師会理事		
	カワムラ カズヒサ 川村 和久	一般社団法人仙台市医師会理事		
	キクチ タカヨシ 菊地 崇良	仙台市議会議員		
	タノ クミコ 丹野 久美子	宮城学院女子大学食品栄養学科准教授		
	ワカサ クミコ 若狭 久美子	特定非営利活動法人 仙台・みやぎ消費者支援ネット 副代表理事		
	ソネ ユミコ 曾根 由美子	仙台市立泉ヶ丘小学校校長	小、中学校の校長	給食センター方式 (野村学校給食センター)
	タカハシ ジュンコ 高橋 順子	仙台市立北仙台中学校校長		給食センター方式 (南吉成学校給食センター)
	オカザキ ヒロコ 岡崎 博子	仙台市小学校教育研究会 学校給食研究部会栄養教諭・学校栄養職員 部会長	学校給食研究 団体の代表	単独調理校方式
	サトウ シュウコ 佐藤 修子	仙台市中学校教育研究会 学校給食研究部会長		給食センター方式 (荒巻学校給食センター)
	オオバ マナミ 大場 愛美	仙台市立将監東中学校父母教師会会長	児童及び生徒の 保護者	単独調理校方式
	オノデラ ケイジ 小野寺 啓次	仙台市立遠見塚小学校父母教師会会長		給食センター方式 (高砂学校給食センター)
	キムラ ヒロミ 木村 ひろみ	仙台市立新田小学校父母教師会会長		単独調理校方式
	ワタナベ タイシン 渡邊 泰信	仙台市立中田中学校父母教師会会長		給食センター方式 (太白学校給食センター)

(選出区分別、委員氏名五十音順、敬称略)

平成30年度 仙台市学校給食関係職員一覧

職 名	氏 名
教 育 長	サ 佐 サ タ キ 木 ヒロシ 洋
副 教 育 長	カ 加 トウ 藤 クニ 邦 ハル 治
次 長	サ 佐 トウ 藤 マサ 正 ユキ 幸
総 務 企 画 部 長	チ 千 バ 葉 シダ 茂 オ 雄
健 康 教 育 課 長	ニシ 西 ザキ 崎 フミ 文 オ 雄
健康教育課 主 幹	ヒロ 廣 セ 瀬 キヨ 清 フミ 文
" 給食運営係長	カネ 金 タ 田 ヨシ 佳 ノリ 紀
" 給食施設係長	ワタ 渡 ナベ 辺 カン 勘 ヤ 弥
" 給食運営係主査	カマ 鎌 タ 田 チ 千 カ 佳
" 給食運営係主査	ユウ 結 キ 城 ノリ 典 ヒサ 久
" 給食施設係主査	チ 千 バ 葉 ヒロ 広 ミ 美
" 給食運営係指導主事	サイ 齋 トウ 藤 ミ ユ キ
太白学校給食センター所長	ヨコ 横 ヤマ 山 ヒロシ 浩
荒巻学校給食センター所長	セ 瀬 ガワ 川 ヒロシ 宏
高砂学校給食センター所長	ナカ 中 タ 田 ヒデ 秀 ユキ 行
野村学校給食センター所長	オ 小 ノ 野 デラ 寺 トシ 利 ノリ 典
南吉成学校給食センター所長	シラ 白 トリ 鳥 マサ 昌 トシ 敏

○仙台市学校給食運営審議会条例

昭和五一年三月三十一日
仙台市条例第三号

(設置)

第一条 教育委員会の諮問に応じ、市立義務教育諸学校における学校給食の業務の運営に関する重要な事項を調査審議させるため、仙台市学校給食運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(平一三、三・改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員十七人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 小、中学校の校長
- 三 学校給食研究団体の代表者
- 四 児童及び生徒の保護者
- 五 関係行政機関の代表者

(昭六二、九・改正)

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第五条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平一三、三・旧第七条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭六二、九・改正)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則(平一三、三・改正)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

仙台市学校給食運営審議会実施要領

(平成7年3月27日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市学校給食運営審議会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例（平成3年仙台市条例第2号）第6条に規定する情報を取り扱うことが明らかな場合
- (2) 非公開とすべき旨の出席委員の発議に対して出席委員の3分の2以上の同意があった場合
- (3) 次回の会議の公開について、非公開とするかどうかの決定を会長に一任することにつき、出席委員の3分の2以上の同意があり、かつ、会長が非公開とする決定をした場合

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとするものは、受付において住所、氏名等を備付けの用紙に記入しなければならない。

- 2 傍聴席の定員は原則として20名とし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、会場等の都合により、これにより難しい場合は、会長がその都度、別に定員を定める。
- 3 傍聴人が傍聴席に入場するときは、係員の指示に従い、指定された席に着かなければならない。
- 4 凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、入場することができない。
- 5 傍聴人は次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言をする等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
 - (2) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
 - (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長がこれを認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為は行わないこと
 - (6) その他、議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
 - (7) 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと
- 6 会長は、次の場合には傍聴人に対して、その行為を制止し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 傍聴人が前項の規定に反したとき
 - (2) 議場の秩序をみだすおそれがあるとき
 - (3) その他議事の運営上必要があると認めるとき
- 7 傍聴人には、非公開の部分を除いた議案及び会議資料を原則として配付する。
- 8 非公開の部分を除いた議案及び会議資料については、会議終了後、仙台市市政情報センター及び各区情報センター（以下、「センター」という。）において、市民等の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第4条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

- 2 会議録は、事務局において作成する。
- 3 会議録は、原則として要点筆記の方法による。

(会議録の記載事項)

第5条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日
- (2) 開会及び閉会の時刻
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 出席事務局職員の職氏名
- (5) 説明のために出席した者の職氏名
- (6) 議案
- (7) 議事の経過
- (8) その他会議において必要と認める事項

(会議録の署名)

第6条 会議録には、会長及び会長の指名した委員1名が署名しなければならない。

- 2 署名後の会議録については、その写し(非公開の部分は除く。)をセンターにおいて市民等の閲覧に供するものとする。

(議場の秩序維持)

第7条 会長は、議場の秩序維持に努めなければならない。

- 2 会長は、前項の秩序維持のため、必要な措置を執ることができる。

(その他)

第8条 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育局総務企画部健康教育課において処理する。

附則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附則(平成11年8月31日改正)

この改正は、平成11年8月31日から実施する。

附則(平成13年3月16日改正)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

本市の学校給食における給与栄養量及び充足率

【小学校(3・4年生)】

区分	単位	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		学校給食 摂取基準	給与栄養量 (充足率)		学校給食 摂取基準	給与栄養量 (充足率)		学校給食 摂取基準	給与栄養量 (充足率)		学校給食 摂取基準	給与栄養量 (充足率)		学校給食 摂取基準	給与栄養量 (充足率)		学校給食 摂取基準	給与栄養量 (充足率)	
エネルギー	kcal	660	667	(101%)	638	655	(103%)	638	629	(99%)	637	625	(98%)	646	624	(97%)	637	615	(97%)
たんぱく質	g	20	26.2	(131%)	24	26.0	(108%)	23.9	25.1	(105%)	24.0	25.0	(104%)	24.1	24.9	(103%)	24.0	24.5	(102%)
脂質	g	学校給食による摂取エネルギー全体の25～30%																	
カルシウム	mg	350	364	(104%)	350	358	(102%)	350	353	(101%)	350	347	(99%)	350	345	(99%)	350	343	(98%)
鉄	mg	3	2.4	(80%)	3	2.3	(77%)	3.0	2.3	(77%)	3.0	2.2	(73%)	3.0	2.1	(70%)	3.0	2.1	(70%)
ビタミンA	μgRE	140	238	(170%)	170	239	(141%)	170	233	(137%)	170	225	(132%)	170	227	(134%)	170	218	(128%)
ビタミンB1	mg	0.4	0.38	(95%)	0.4	0.37	(93%)	0.40	0.37	(93%)	0.40	0.36	(90%)	0.40	0.36	(90%)	0.40	0.35	(88%)
ビタミンB2	mg	0.5	0.55	(110%)	0.4	0.54	(135%)	0.40	0.54	(135%)	0.40	0.52	(130%)	0.40	0.52	(130%)	0.40	0.50	(125%)
ビタミンC	mg	23	30	(130%)	20	29	(145%)	20	28	(140%)	20	27	(135%)	20	27	(135%)	20	25	(125%)
食物繊維	g	6.0	4.7	(78%)	5.0	4.7	(94%)	5.0	4.4	(88%)	5.0	4.3	(86%)	5.0	4.2	(84%)	5.0	4.0	(80%)
ナトリウム(食塩相当量)	g	2.5未満	2.7	(108%)	2.5未満	2.7	(108%)	2.5未満	2.7	(108%)	2.5	2.7	(108%)	2.5	2.7	(108%)	2.5	2.5	(100%)

【中学校】

区分	単位	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		学校給食 摂取基準	給与栄養量 (充足率)		学校給食 摂取基準	給与栄養量 (充足率)		学校給食 摂取基準	給与栄養量 (充足率)		学校給食 摂取基準	給与栄養量 (充足率)		学校給食 摂取基準	給与栄養量 (充足率)		学校給食 摂取基準	給与栄養量 (充足率)	
エネルギー	kcal	850	845	(99%)	817	828	(101%)	817	826	(101%)	815	818	(100%)	818	815	(100%)	819	806	(98%)
たんぱく質	g	28	32.5	(116%)	30	31.8	(106%)	30.6	31.3	(102%)	30.0	31.0	(103%)	30.7	30.8	(100%)	30.8	30.4	(99%)
脂質	g	学校給食による摂取エネルギー全体の25～30%																	
カルシウム	mg	420	404	(96%)	450	394	(88%)	450	392	(87%)	450	386	(86%)	450	377	(84%)	450	376	(84%)
鉄	mg	4	3.2	(80%)	4	3.1	(78%)	4.0	3.1	(78%)	4.0	3.0	(75%)	4.0	2.9	(73%)	4.0	2.8	(70%)
ビタミンA	μgRE	210	289	(138%)	300	278	(93%)	300	283	(94%)	300	284	(95%)	300	283	(94%)	300	283	(94%)
ビタミンB1	mg	0.6	0.47	(78%)	0.5	0.45	(90%)	0.50	0.45	(90%)	0.50	0.44	(88%)	0.50	0.44	(88%)	0.50	0.43	(86%)
ビタミンB2	mg	0.6	0.63	(105%)	0.6	0.61	(102%)	0.60	0.61	(102%)	0.60	0.60	(100%)	0.60	0.60	(100%)	0.60	0.58	(97%)
ビタミンC	mg	33	36	(109%)	35	34	(97%)	35	33	(94%)	35	32	(91%)	35	31	(89%)	35	30	(86%)
食物繊維	g	7.5	6	(80%)	6.5	5.7	(88%)	6.5	5.7	(88%)	6.5	5.5	(85%)	6.5	5.3	(82%)	6.5	5.1	(78%)
ナトリウム(食塩相当量)	g	3未満	3.5	(117%)	3.0未満	3.4	(113%)	3.0未満	3.5	(117%)	3.0	3.5	(117%)	3.0	3.4	(113%)	3.0	3.2	(107%)

※ 「学校給食摂取基準」は、本市単独調理校及び給食センターごとに算定した値の平均値。
 ※ 「給与栄養量」は、6月と11月の本市単独調理校及び給食センターの平均値。(平成30年度は6月のみの平均値。)

主食・牛乳の価格動向及び副食費(食材購入可能額)の推移

小学校

(単位:円)

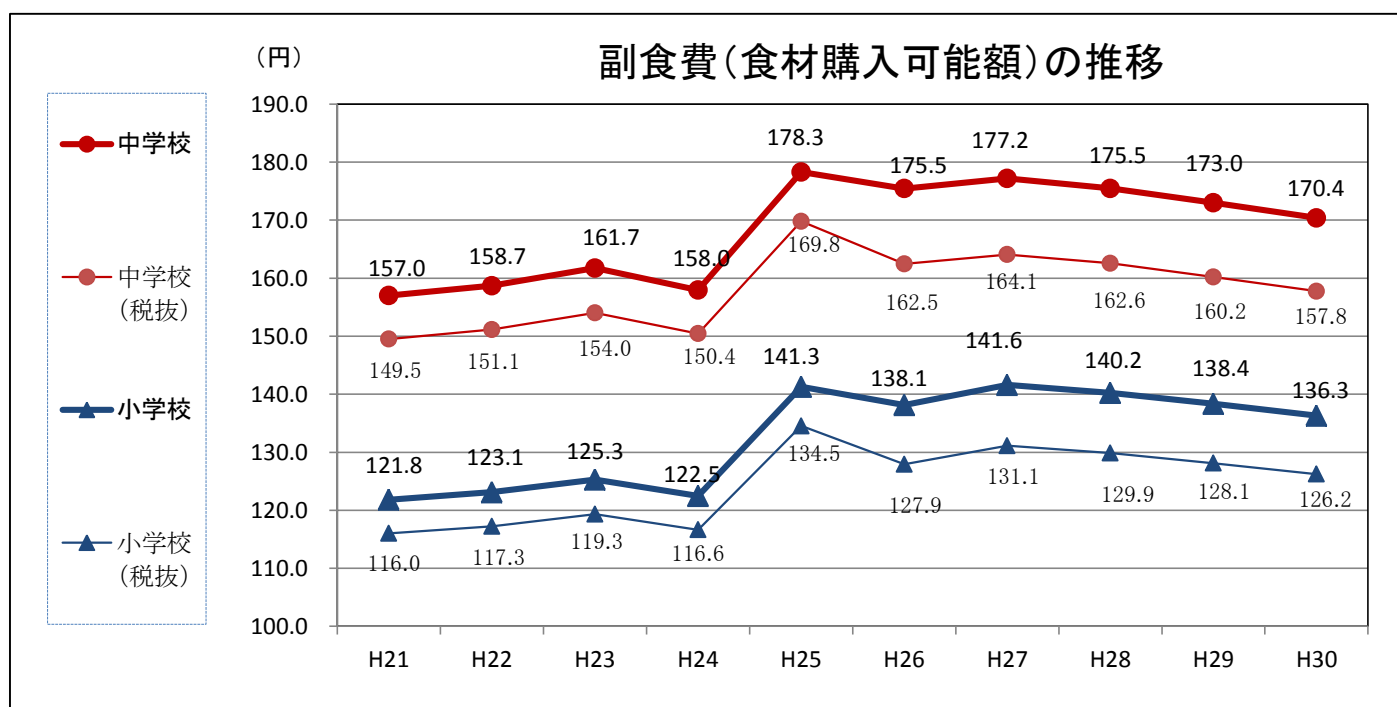
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
給食費(A)	225.0	225.0	225.0	225.0	245.0	245.0	245.0	245.0	245.0	245.0
主食価格(B)	59.7	58.8	56.5	59.2	60.5	61.1	57.0	57.9	59.6	61.4
パン(規格パン60g) H27以降は50g	48.2	47.0	46.9	47.7	47.3	49.4	47.9	48.8	49.0	49.6
米飯(80g) H27以降は70g	67.4	66.6	62.9	66.8	69.2	68.8	63.0	63.9	66.7	69.2
牛乳価格(C)	43.4	43.1	43.2	43.4	43.3	45.8	46.4	46.9	47.0	47.3
副食費(A-B-C)	121.8	123.1	125.3	122.5	141.3	138.1	141.6	140.2	138.4	136.3

中学校

(単位:円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
給食費(A)	268.0	268.0	268.0	268.0	290.0	290.0	290.0	290.0	290.0	290.0
主食価格(B)	67.6	66.2	63.1	66.7	68.5	68.7	66.4	67.6	70.0	72.4
パン(規格パン80g)	52.3	50.5	50.4	51.4	50.9	53.3	53.8	54.7	54.7	55.2
米飯(110g)	77.8	76.7	71.5	76.8	80.1	79.0	74.7	76.2	80.1	83.8
牛乳価格(C)	43.4	43.1	43.2	43.4	43.3	45.8	46.4	46.9	47.0	47.3
副食費(A-B-C)	157.0	158.7	161.7	158.0	178.3	175.5	177.2	175.5	173.0	170.4

- ※ 4月1日契約時の単価に消費税を含む。但し、平成25年度までは税率5%, 26年度以降は税率8%。
- ※ 主食価格はパン及び米飯の実施割合(パン2回/週, 米飯3回/週)に応じて加重平均して得たもの。
- ※ 副食費は、給食費より主食価格及び牛乳価格を減じて得たもの。
- ※ 平成27年度以降は、小学校(低学年・中学年)の主食を10g減としている。



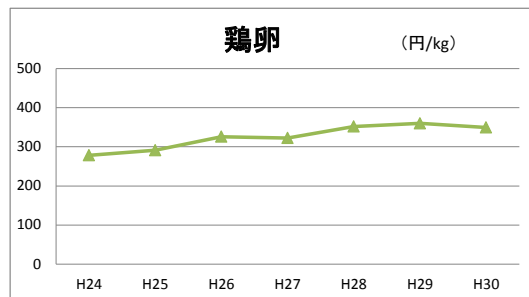
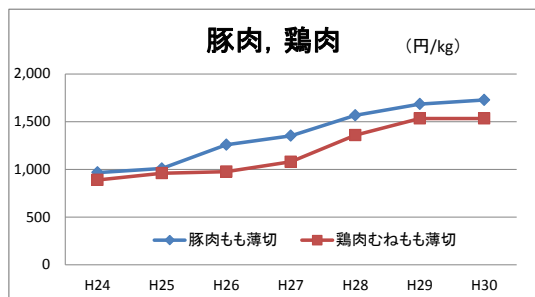
給食用物資契約単価推移

食材価格の動向①

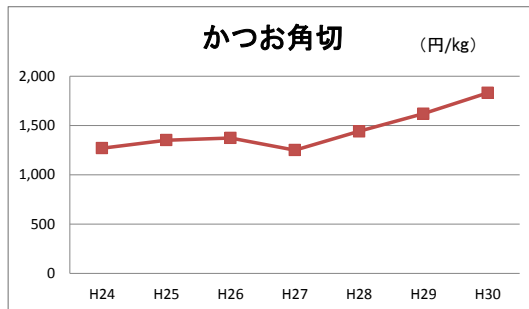
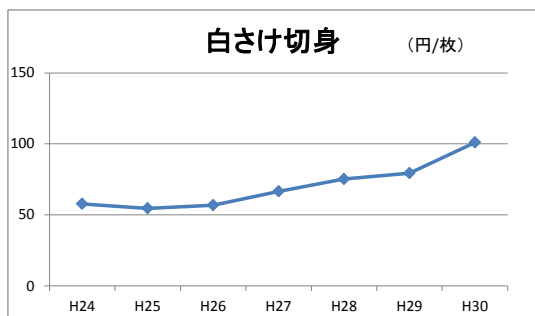
※消費税込み

(荒巻学校給食センター月契約物資の年間平均価格、平成30年度は11月分までの平均価格)

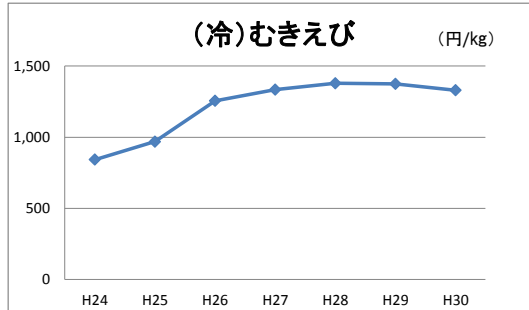
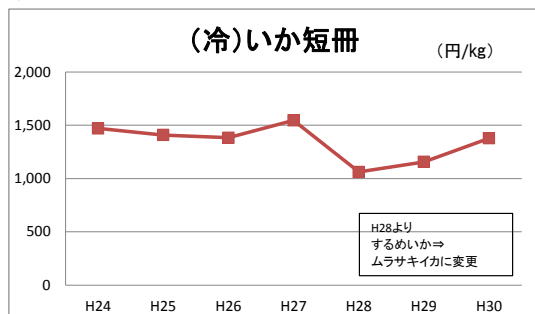
A類(食肉・鶏卵)



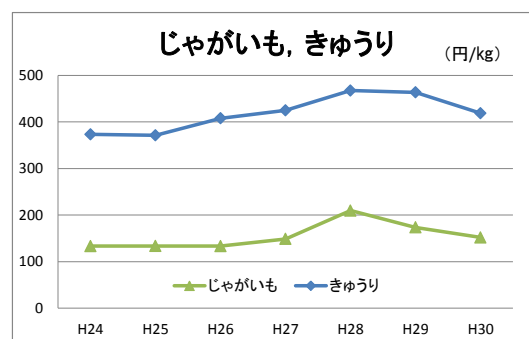
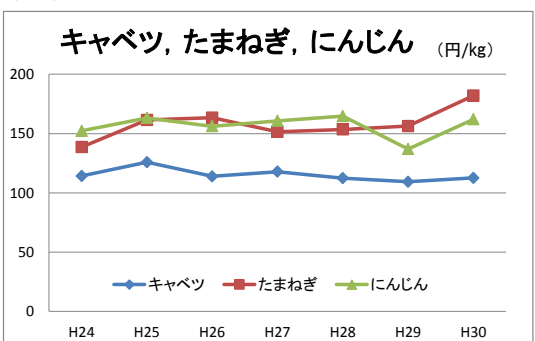
B類(魚・練り物)



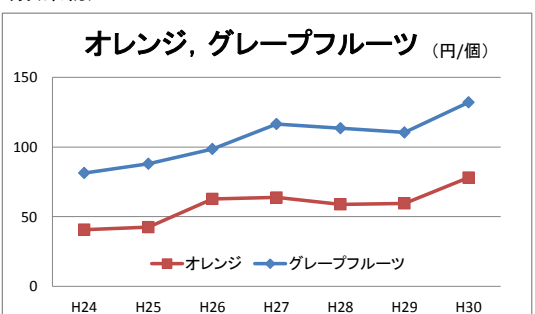
C類(冷凍食品)



F類(野菜)



G類(果物)

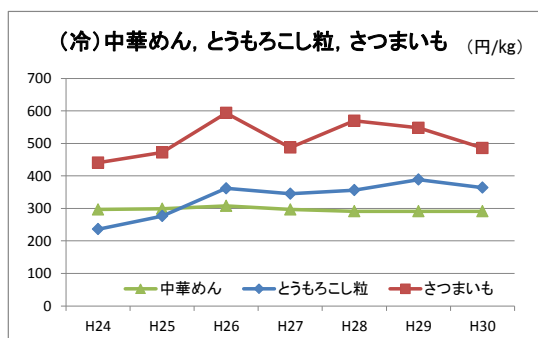
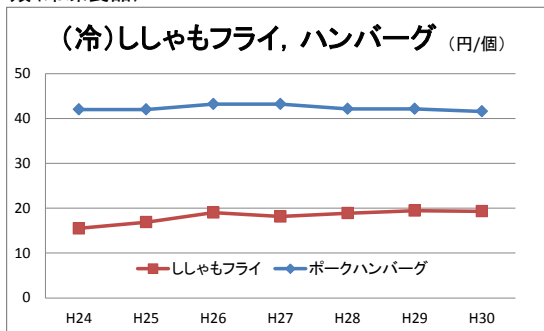


食材価格の動向②

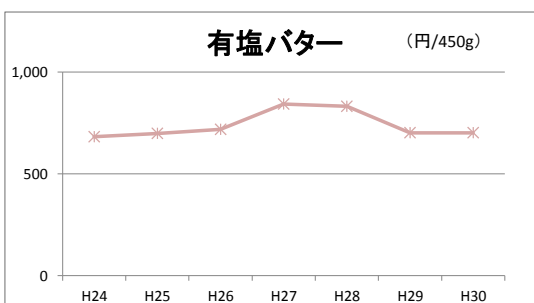
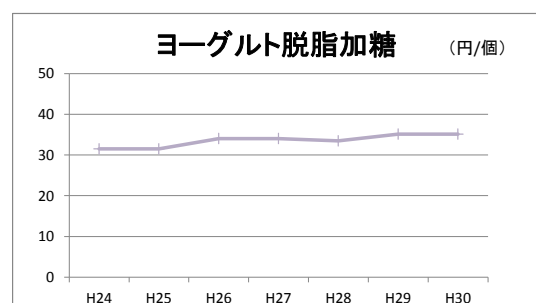
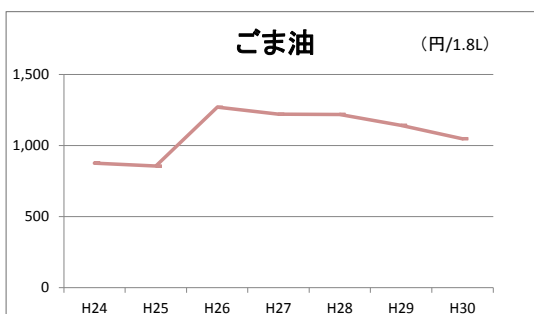
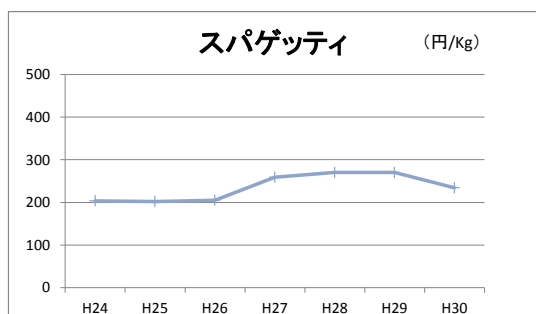
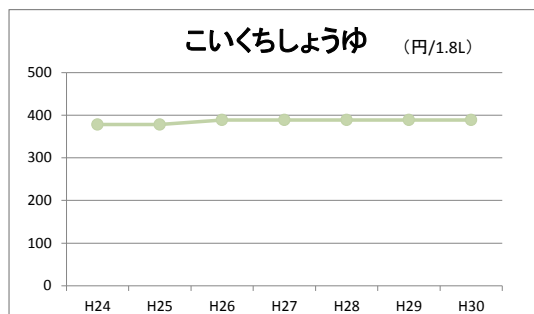
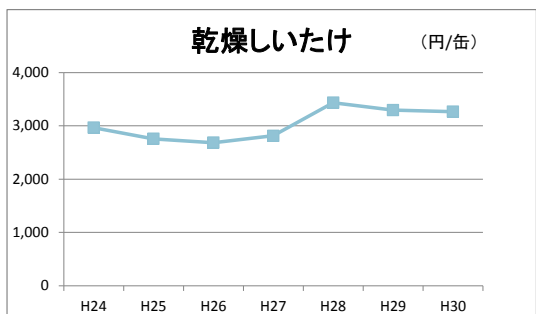
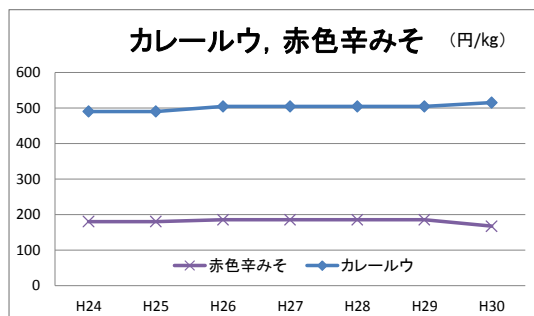
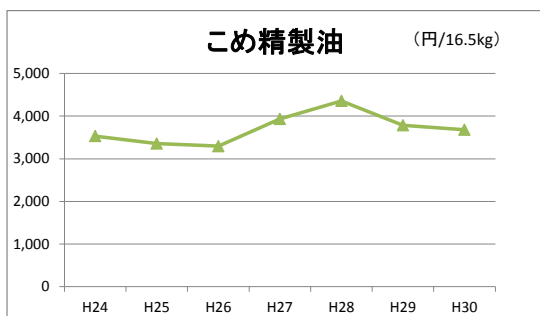
※消費税込み

(仙台市学校給食会による年間または前・後期契約での共同購入価格)

C類(冷凍食品)



H類(一般物資)



他都市の学校給食費の状況

(平成30年10月現在)

(1) 宮城県内都市

	小学校	中学校	直近の改定時期
平均値	259円	311円	
仙台市	245円	290円	25年4月
登米市	241円	300円	19年4月
東松島市	265円	326円	27年4月
白石市	276円	332円	21年4月
石巻市	246円	293円	26年4月
多賀城市	254円	298円	26年4月
名取市	255円	310円	26年4月
角田市	257円	308円	26年4月
塩竈市	263円	315円	26年4月
気仙沼市	275円	337円	26年4月
岩沼市	280円	325円	26年4月
栗原市	274円	327円	26年4月
大崎市	250円	309円	28年4月
富谷市	240円	285円	21年4月

(2) 政令指定都市

	小学校（高学年）	中学校	直近の改定時期
平均値	256 円	307 円	
仙台市	245 円	290 円	25年4月
札幌市	268.81 円	317.22 円	30年4月
さいたま市	244 円	298 円	26年4月
千葉市	273 円	290 円	26年4月
川崎市	270 円	320 円	30年4月
横浜市	266.12 円	未実施	30年9月
相模原市	260 円	295 円	28年4月
新潟市	284.92 円	347.76 円	30年4月
静岡市	280 円	325 円	29年4月
浜松市	291 円	350 円	29年4月
名古屋市	225.95 円	278.24 円	21年4月
京都市	262.44 円	310 円	27年4月
大阪市	233 円	300 円	27年4月
堺市	235 円	310 円	26年4月
神戸市	260 円	300 円	29年4月
岡山市	265 円	317 円	29年4月
広島市	250 円	300 円	27年12月
北九州市	229 円	291 円	26年4月
福岡市	243.15 円	289.47 円	27年4月
熊本市	243 円	295 円	26年4月

異なる給食費単価の取扱いに関する事務局の考え方

1 現状

本市の給食費単価には、「旧宮城町・旧秋保町」の単独調理校と他の学校との間で、小学校で6円、中学校で5円の相違がある。これは、「旧宮城町・旧秋保町」の単独調理校（自校炊飯・米飯回数週4回）と他の学校（委託炊飯・米飯回数週3回）で炊飯方式と週の米飯回数が異なる事情によるものである。

なお、旧仙台市と旧泉市の学校の給食費単価は平成2年度に統一されている。

<現行の学校給食費の1食単価>

学校別	項目	委託炊飯方式	自校炊飯方式 (旧宮城町・旧秋保町)	合計	
小学校	学校数・児童数	106校	14校	120校	
		47,784人	4,753人	52,537人	
	(内訳)	単独調理校	53校	14校	67校
			26,073人	4,753人	30,826人
		給食センター対象校	52校	—	52校
			21,647人	—	21,647人
	親子方式校	親1 1校	—	1校	
64人		—	64人		
給食費(1食単価)		245円	239円		
中学校	学校数・生徒数	62校	1校	63校	
		24,497人	89人	24,586人	
	(内訳)	単独調理校	11校	1校	12校
			3,528人	89人	3,617人
		給食センター対象校	50校	—	50校
			20,924人	—	20,924人
	親子方式校	子1 1校	—	1校	
45人		—	45人		
給食費(1食単価)		290円	285円		

2 統一の考え方

本市では、単独調理校方式・給食センター方式等の異なる提供方式が併存し、また、学校・給食センターそれぞれが独自に献立を作成するなど、全ての児童生徒に対して必ずしも同じ給食を提供しているものではないが、いずれの方式による給食も、内容・栄養等は本市の栄養摂取基準などをもとに、同等の水準を保ちながら提供している。

上記のとおり「同等の給食」を提供している観点からも、今後も旧市町の区域や炊飯方法の相違といった事情により保護者負担が異なる状況が続くことは、負担の公平性から望ましくないものと考えられる。また、平成31年度からの学校給食費公会計化により、給食費は従来の「その学校の給食に係る食材費」としてではなく、「本市全体の給食に係る食材費」として本市予算で計上管理することからも、給食費単価の統一を図る必要があると考えている。